

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
総括研究報告書

「東京地下鉄サリン事件等におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化と
レファレンス機能構築に向けた実証研究」

研究代表者 奥村 徹 （公財）日本中毒情報センター 理事 メディカル・ディレクター

研究要旨

【研究目的】東京地下鉄サリン事件の風化は残念ながら確実に進んでいる。そのため被害者の診療録が廃棄されるなど貴重な記録が散逸しつつある。本研究では、東京地下鉄サリン事件における医療・救護情報のアーカイブ化及びその活用に関する基本構想を研究した。【研究方法】地下鉄事業者（帝都高速度交通営団（現東京メトロ））、地区医師会、消防（搬送記録）、警察（被害届）、検察、裁判所（裁判記録）、被害者団体、被害者支援団体、防衛省、科警研、メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）、著述家、出版社、地方公共団体等関係機関へアーカイブ化について広範にアンケート調査を行った。また、事件に関わったキーパーソン（松本サリン事件医療関係者、東京地下鉄サリン事件医療関係者、防衛省関係者）のオーラル・ヒストリーを聴取開始した。これは30年後に公開すると言う条件で忌憚ない教訓を語っていただいた。

【結果と考察】昨年度に行った医療機関の調査では低い回答率が目立ったが、公的機関では一部に、調査の法的根拠が明らかにされない限り、回答できないとした機関はあったものの概ね広範にご回答を頂けた。アーカイブ化のための情報提供には、情報公開法の不開示に該当するのでは、との懸念も寄せられた。一方、報道機関は14機関のうち、ご回答を頂けたのは3機関（21.4%）のみであったが、回答いただけた機関の反応は良く、アーカイブ化への関心、理解に濃淡が分かれた。また、市民団体からは数々の疑問点が寄せられ、現状ではアーカイブ化に協力できないとの回答もあった。法的には診療録の保存期間、公文書の保存に関して、現行法で定められた枠組みではアーカイブ化に支障をきたす事が明らかとなった。オーラル・ヒストリーでは、事件に関わる貴重な証言を得る事ができた。また、本研究班の取り組みは新聞、テレビ、webなどで取り上げられ、社会的関心も高まった。【結語】寄せられた疑義にひとつひとつ答えてゆくことが、市民の納得するアーカイブ化のためには必要かつ重要だと思われた。法的には、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があるため、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。しかし、個人情報情報を完全に消去してしまうと多機関の情報を紐付けできなくなってしまう。その意味では、情報を保持する関連各機関で個人情報まで含めた完全な0次情報をそのまま機関内で保存して頂き、50-100年後に個人の利益を害しない状況下での分析を待つのも一手かもしれない。いずれにしてもまずは、各機関で関連情報が散逸、逸失、廃棄されないことが第一段階であると思われた。その一方でオーラル・ヒストリーが本格的に収集されれば、アーカイブの重要な柱の一つとなるものと期待された。

研究分担者

前川和彦 社会医療法人東明会原田
病院 理事長補佐 院長
補佐
石松伸一 聖路加国際病院 院長
那須民江 中部大学 特任教授
山末英典 国立大学法人浜松医科大
学 教授
横山和仁 国際医療福祉大学大学院
教授

A. 研究目的

1995年3月に起こった東京地下鉄サリン事件は、前年6月に起きた松本サリン事件と共に、市民に対するテロの手段として化学剤を使った史上初めての例であり、世界でも稀に見る大都市圏における化学兵器を利用した無差別テロ事件であった。1995年当時としては、平時の大都市において無差別に化学兵器が使用されるという世界にも類例のないテロリズムであったため、世界的に大きな衝撃を与えた。それまで化学剤は兵器として戦場で使用されたが、事件以降市民に対するテロの手段として認識されるようになり、国際的にもテロ対策に大きな変更を迫った事件であるとも言えた。

しかし、事件から25年経った現在、事件に関わった全ての死刑囚の死刑は施行され、事件に対応した初動対応要員は各所属組織を定年退職する時代となり医療機関で対応した医療従事者の多くは当時勤務していた医療機関から離れており、事件の風化は確実に進んでいる。そのため、被害者の診療録が廃棄されるなど、極めて貴重な記録が散逸しつつある。

そのため、事件の風化を食い止めるため、診療録はもちろん医療機関のみならず、消防、警察、地方自治体、自衛隊、司法など関係する機関における事件の救護・医療に関するデータを収集、保全、活用するアーカイブ化することが望まれる。事件を経験した世代として本事件の記録を残し、次世代に繋ぐことは社会的責務であり、国際的にも例を見ないテロの記録を残すと言う意味では国際的責務であると言える。

また、デジタル・アーカイブ化に関しては、平成29年4月デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局知的財産戦略本部）報告書「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会）」が出されたところであり、このガイドラインに沿って検討を行う。

B. 研究方法

1. 診療録の記録保全に関する検討

まずは、診療録をいかに保存するかについて個別具体的に検討を重ねた。

2. 情報収集の可能性に関する予備調査

地下鉄事業者（帝都高速度交通営団（現東京メトロ）、地区医師会、消防（搬送記録等）、警察（被害届等）、検察、裁判所（裁判記録等）、被害者団体、被害者支援団体、防衛省、科警研、メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）、事件に関する著述家、出版社、地方公共団体等関係機関へアーカイブ化について広範にアンケート調査（資料1）を行った。どの機関にどういった形で資料が残存しているのかを調査し、アーカイブ化のための情報収集に同意しうるか否かを把握する。また、同意できない場合の理由、どういう条件を満たしたら同意できるのか、どう言う意見があるのか、を調査し、医療・救護データのアーカイブ化における課題を分析した。

また、学術文献に関しては前川分担研究者、横山分担研究者を中心に収集を行った。

3. アーカイブ化の法的問題と提言

上記、1-3の検討において医療・救護等のデータのアーカイブ化に関する方法論や課題を整理した上で、法的に如何なる問題があるのかを、医療と法に詳しい岡本祐司弁護士、藤田卓仙氏を研究協力者としてご意見を伺い、提言を行った。

4. オーラル・ヒストリー聴取

松本サリン事件医療関係者、東京地下鉄サリン事件医療関係者、防衛省関係者にオーラル・ヒストリー聴取を行った。聴取内容は、30年後に公開する前提で、1) これはやらないといけない、これはやらないといけなかった、2) これはやっては

いけない、これはやってはいけないかった、3)次に同じことが起こればどうすべきか、の3点に絞っておひとり2時間程度忌憚ないご意見を伺った。

(倫理面への配慮)

本研究では、実際の資料収集には着手しないため、倫理上の問題は起こり得ないが、実際の資料収集に当たって倫理的な問題が生じないように、配慮した。

C. 研究結果

1. 診療録の記録保全に関する検討

記録保全に関しては、大きく2つの問題があった。一つは診療録のどこまでを電子化するか、もう一つは電子化(PDF化)したものを正式な「診療録」として登録するかである。前者に関してはなるだけ、事件に関する記録に関しては全て網羅したい。その意味で直接入院、外来診療録だけでなく、患者への説明に使った当時、ミニ瓦版と言われた説明の紙など、貴重な資料を網羅する必要があるが、診療録とは別のもとなる。後者は、医療機関として今後保存しやすくするにはpdf化した旧診療録も正式な診療録として登録すべきであろうと思われた。しかし、診療録の保存期間は法的に5年と定められており、医療機関内でも残す必要があるのか、という反対意見が根強い。そこで、サリン事件に関わる診療録を電子化して永久保存することが法的に義務化されることが望まれる。

具体的には、以下の流れで記録保全を図る。

1) 診療録は電子カルテの一部としてスキャンして保存する。

2) 電子化にあたっては倫理審査を受ける。

3) 保存した記録は、個人の電子カルテとして保存させるが、スキャンした物は、「#サリン事件記録」として、他の記録とは区別した形で保管する(脳死判定記録と同様の扱いとする)。

4) 「#サリン事件記録」としての管理することは、手続き上診療録管理委員会の承認を得る。

5) スキャンするものは、診療記録として残っているものをすべて電

子化して永久保存することが法的に義務化されれば、医療機関内の合意形成に助けとなる。

2. 情報収集の可能性に関する予備調査

公的機関の一部に、調査の法的根拠が明らかにされない限り、回答できないとした機関はあったものの概ね広範にご回答を頂けた。これにより一部はすでに法令に従って廃棄した機関あったが、現在も貴重な資料が残っていることがわかった。しかも、事件当時の職員に対するオーラル・ヒストリーにも職員がまだ在籍している機関からは協力いただける返事を得た。その反面、いざアーカイブ化となれば、情報公開法の非開示事項に相当する(個人のプライバシーに関わる)のではとの指摘もあった。一方、報道機関は14機関のうち、ご回答を頂けたのは3機関(21.4%)のみであったが、回答だけだった機関の反応は良く、アーカイブ化への理解に濃淡が分かれた。その他、アンケートの自由記入欄に記載いただいた質問とそれに対する本研究班の回答を資料2に挙げた。市民団体からは、アーカイブの全容が明らかにされない限り、資料の提供をしてもどう活用されるかが不明で、オーラル・ヒストリー聴取にも研究班には協力できないとの回答もあった。

また、公開されている学術文献に関しては前川分担研究者、横山分担研究者を中心に収集を行ない、その結果は各分担報告書に記載していただいた。

3. アーカイブ化の法的問題と提言

岡本祐司弁護士、藤田卓仙氏にまとめて頂いた内容が資料3である。アーカイブ化における法的限界は以下の診療録及び公文書に関する点である。

現行法上、診療録については5年(医師法24条2項、保険医療機関及び保険医療養担当規則9条)、「療養の給付の担当に関する帳簿、書類その他の記録」については3年(保険医療機関及び保険医療養担当規則9条)、「診療に関する諸記録」(病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書)については、2年などと保存期間が定められている。

翻せば、これら保存期間を経過したものは保存が義務付けられない。地下鉄サリン事件は発生(平成7年(1995年)3

月20日)から既に26年を経た。特別の配慮により、同期間経過後も長期間にわたって保存されている実情があるかもしれないが、医療機関の閉鎖、経営主体の変更等もあり得、配慮がいつ失われるとも限らない。これ以上、任意の保存に委ね続けるのは適切でない。

行政機関の資料保存に関しては、公文書管理法で歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用のルールが定められている。歴史公文書等に関しては、保存期間満了後、国立公文書館等への移管の措置をとること(公文書管理法5条5項)とされており、内閣総理大臣が特に保存の必要があると認める場合には歴史公文書等以外の行政文書ファイル等に関しても破棄しないよう求めることができ(公文書管理法8条4項)、行政機関外の国の機関の保有する歴史公文書等の適切な保存に関しても移管等の必要な措置を講ずるものとされている(公文書管理法14条)。

個人や法人から寄贈・寄託された文書も含めて国立公文書館等において、特定歴史公文書等として永久に保存されることとなっている(公文書管理法15条1項)。ただし歴史公文書等に該当するかについては、レコードスケジュールにおいて評価選別がなされ、廃棄に際しては内閣府の事前同意を要するものの、その解釈には幅があり、サリン事件に関する文書であっても文書にサリン事件と明記されていない等の事情によって破棄されるおそれが存在する。

今後の法的課題としては、特に、公開・利用に際しては、著作権法上の要件への配慮が必要である(例えば、公表権に関して、特定歴公文書としての扱いの一部については、特に公開・利用にては著作権法18条3項で手当がなされている)。また、資料の収集の根拠・主体によっては、上記以外の法律(刑事確定記録に関する刑事確定訴訟記録法の規定等)の観点への配慮もまた求められる。

以上より、現行法で定められた枠組みではアーカイブ化に支障をきたす限界が明らかとなった。

4. オーラル・ヒストリー聴取

オーラル・ヒストリー聴取を行ったが、初めて聞く内容も多く、貴重な証言を得る事ができた。

5. 社会に対するインパクト

また、本研究班の活動は、以下の媒体で社会に紹介された。

新聞

- 1) 2020年11月12日 読売夕刊社会面
地下鉄サリンカルテ廃棄
保存義務5年 救護検証に影響
(資料4)

テレビ

- 1) NHK 2021年3月21日19時ニュース
サリン事件の詳細記録 収集保存へ
テロ発生時に教訓生かすため
- 2) NHK 2021年3月24日時論公論
「地下鉄サリン事件26年 失われる
記録 “次”への備えは」
<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/445709.html>
(資料5)

ネット

- 1) NHK News Web Web特集
不安や苦しみの全貌は、いまだに誰も知らない
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210320/k10012921231000.html>
(資料6)
- 2) NHK News Web Web
サリン事件の詳細記録 収集保存へ
テロ発生時に教訓生かすため
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210320/k10012925741000.html>
(資料7)

これで、記録の保存に消極的な大学のみならず、社会全体にアーカイブ化に対して、少なからず、理解を深めたものと思われた。

D. 考察

寄せられた疑義に一つ一つ答えてゆくことが、市民の納得するアーカイブ化のためには必要かつ重要だと思われた。法的には、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があり、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。しかし、個人情報情報を完全に消去してしまうと多機関の情報を紐付けできなくなっ

てしまう。その意味では、情報を保持する関連各機関で個人情報まで含めた完全な0次情報をそのまま機関内で保存して頂き、50-100年後に個人の利益を害しない状況下での分析を待つのも一つの方法かもしれない。いずれにしてもまずは、各機関で関連情報が散逸、逸失、廃棄されないようにすることが第一段階であると思われる。その一方、オーラル・ヒストリーは本人の承諾さえとれば良いので、法的や倫理的な懸念や問題はなく、現時点では唯一積極的に収集できる資料であると言える。

E. 結論

疑義にひとつひとつ答えてゆくことが、市民の納得するアーカイブ化のためには必要かつ重要だと思われる。法的には、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があり、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。ところが、個人情報を完全に消去してしまうと多機関の情報を紐付けできなくなってしまう。その意味では、情報を保持する関連各機関で個人情報まで含めた完全な0次情報をそのまま機関内で保存して頂き、50-100年後に個人の利益を害しない状況下での分析を待つのも一考すべきである。いずれにしてもまずは、各機関で関連情報が散逸、逸失、廃棄されることが第一段階の目標であると思われる。その一方、オーラル・ヒストリーが本格的に進めば、アーカイブの重要な柱の一つとなるものとして期待された。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

監修 Tetsu Okumura WHO Public Health Response to Biological and Chemical Weapons: WHO Guidance: Blue Book (in press)

Tamie Nakajima Part 1 Sarin Attacks in Japan: Acute and Delayed Health Effects in Survivors in THE Matsumoto case: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier pp 37-43 2020.

Tetsu Okumura, Toshiharu Yoshioka, and Tetsuo Satoh Part 2 Tokyo Sarin Attack: Acute Health Effects: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier pp 43-47 2020.

Hidenori Yamasue Part 3 Structural Changes in the Human Brain Related to Sarin Exposure: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier pp 47-53 2020.

Tetsu Okumura Overview of Studies on long term health effects versus acute effects or CW agents: Nerve Agents In Practical Guide for Medical Management of Chemical Warfare Casualties: Long-term Health Effects OPCW 2021 (in press)

2. 学会発表

第48回日本救急医学会総会・学術集会 (2020. 11. 18)

東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化について

奥村 徹、前川 和彦、石松 伸一、那須 民江、山末 英典、横山 和仁、岡本 祐司、吉岡 敏治

第26回日本災害医学会総会・学術集会 (2021. 3. 15-31 WEB開催)

東京地下鉄サリン事件を通してみる事件、事故、災害における記録
奥村 徹、前川 和彦、石松 伸一、那須 民江、山末 英典、吉岡 敏治
横山 和仁、岡本 祐司

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし。
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし。